



帯行政第19号

平成27年 6月25日

帯広市監査委員 西田 譲 様  
同 秋田 勝利 様  
同 鈴木 仁志 様

帯広市長 米沢 則 寿  
(総務部行政推進室担当)



監査の結果に対する措置の通知について

平成27年3月27日付帯監査第77号で報告のあった平成26年度下期定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知いたします。



措置状況報告（定期監査）

監査指摘	措置状況
<p>収入及び支出事務全般について監査した結果、事務処理は適正に行われており、全体を通して改善が図られていることが確認できました。</p> <p>このことは、過去の監査における指摘等を全庁的な課題として、その原因分析と改善に向けた取組の成果と評価いたします。</p> <p>しかし、本年度においては、上下水道料金の消費税額の誤表示や、臨時福祉給付金の申請書を二重送付するといった不適切な事務処理が相次いだところであり、これら法改正等により新たな事務を行う場合も含め、より一層内部統制機能を発揮されますことを望みます。</p> <p>今後におきましては、これまでの取組を充実させ、市民から信頼される事務執行に務められますよう期待いたします。</p>	<p>今回の定期監査では、全体を通して適正に事務処理が行われていることが確認できました。</p> <p>各職場においては、指摘された事項について情報共有を図り、同じ誤りを繰り返さないための取組を実施しており、今後も、関係法令等に基づいた、適正な事務処理の徹底に務めます。</p> <p>一方、上下水道料金の消費税額の誤表示や、臨時福祉給付金の申請書の二重送付といった、市民に影響が出る業務において不適正な事務処理があったところです。市民の信頼を失いかねないこうした不適正な事務処理については、これまで発生の原因について検証し、注意喚起等行ってきたところですが、今後も事務処理の適正化について、取組を強化してまいります。</p>